

「そうじゃ 絆通信」は前号から**更新のあった内容のみ**配信いたします。  
バックナンバーは総社市ホームページに掲載しています。

令和元年12月23日  
No.36  
復興推進室  
0866-92-8570

## 医療保険の窓口負担、介護保険サービス利用料の免除

内容	病院などを受診したり、介護保険サービスを利用したりする場合は、申告することで医療保険の窓口負担や介護保険の利用料の支払いが免除される場合があります。下記の【免除要件】に該当する人は、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料の支払いが免除されます。なお、入院時や入所時の食費や居住費は、免除対象外です。
免除要件	①住家の全半壊、全半焼、床上浸水またはこれに準ずる被災をした人 ②主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った人 ③主たる生計維持者の行方が不明である人 ④主たる生計維持者が業務を廃止、または休止した人 ⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない人 ※施設に入所している人など、免除を受けられない場合があります。
対象となる保険	・国民健康保険 ・後期高齢者医療保険 ・介護保険
対象期間	<b>令和2年6月末まで</b> ①保険証と②免除証明書の両方を、医療機関等の窓口で提示することで、免除を受けることができます。 免除証明書は、ご加入の各保険者で手続きをしてください。
その他	社会保険、共済組合、国保組合などの健康保険証を使っている人は、加入している医療保険者に問い合わせてください。 要介護認定等を受け、介護保険サービス利用料の免除の対象となる人は、「免除認定証」を交付します。
問い合わせ先	国民健康保険・後期高齢者医療保険について⇒【健康医療課保険年金係】☎ 92-8257 介護保険について⇒【長寿介護課介護保険係】☎ 92-8369